

(2) 避難退域時における検査及び簡易除染の具体化について

「原子力災害対策指針」（原子力規制委員会策定）の改正を踏まえ、用語等の修正を行うとともに、検査方法や簡易除染の方法について、県地域防災計画（原子力災害編）に反映させる。

ア 用語の修正

改正前	改正後
スクリーニング、 体表面汚染スクリーニング	避難退域時検査 〔国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査〕
	簡易除染 〔着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等〕

指針に定める基準値＝40,000cpm（β線）
（車両用ゲート型モニタやGMサーベイメータにより検査対象の表面を測定）

イ 検査方法を具体的に規定

住民の検査	車両の検査
	①乗員の検査の代用として、車両を検査
（車両が基準値を超える場合）	
②乗員の代表者1名に対し検査を実施	
（代表者が基準値を超える場合）	（基準値以下の場合）
③乗員の全員に対し検査を実施	避難所へ



①車両の検査
（車両用ゲート型モニタ等による測定）



②乗員の代表者の検査
（GMサーベイメータによる測定）



③乗員全員の検査
（GMサーベイメータによる測定）

ウ 簡易除染の方法を具体的に規定

住民の簡易除染	車両の簡易除染
（検査の結果、基準値を超える場合）	（検査の結果、基準値を超える場合）
①検査場所で住民の簡易除染を実施	①検査場所で車両の簡易除染を実施
（簡易除染後も基準値を超える場合）	（簡易除染後も基準値を超える場合）
②除染が行える機関で除染を実施	②検査場所で一時保管等を実施
（内部被ばくが疑われる場合）	（基準値以下となった場合）
③指定された拠点病院へ搬送	避難所へ（住民はバス等で）



車両の簡易除染
（拭き取り）



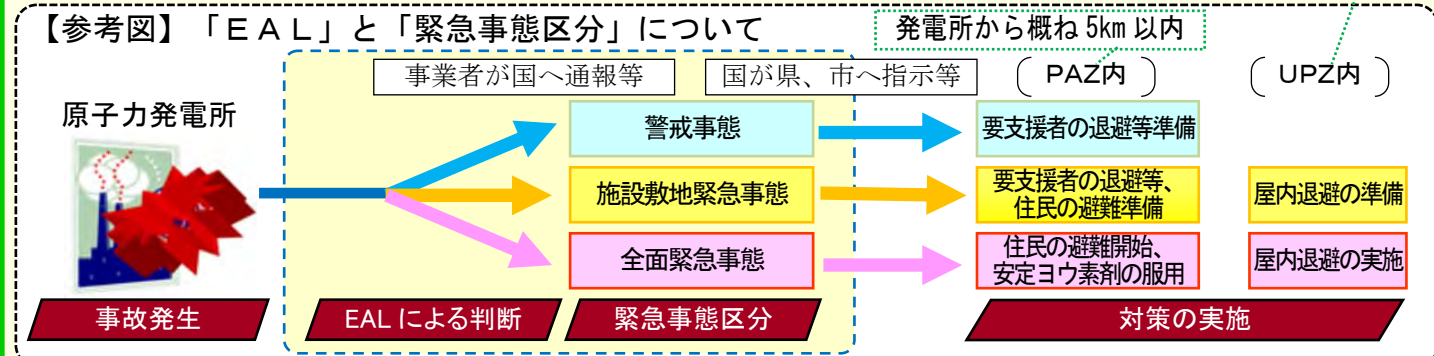
住民の簡易除染
（拭き取り）



住民の簡易除染
（シャワー）

(3) 緊急時活動レベル(EAL)の見直しについて

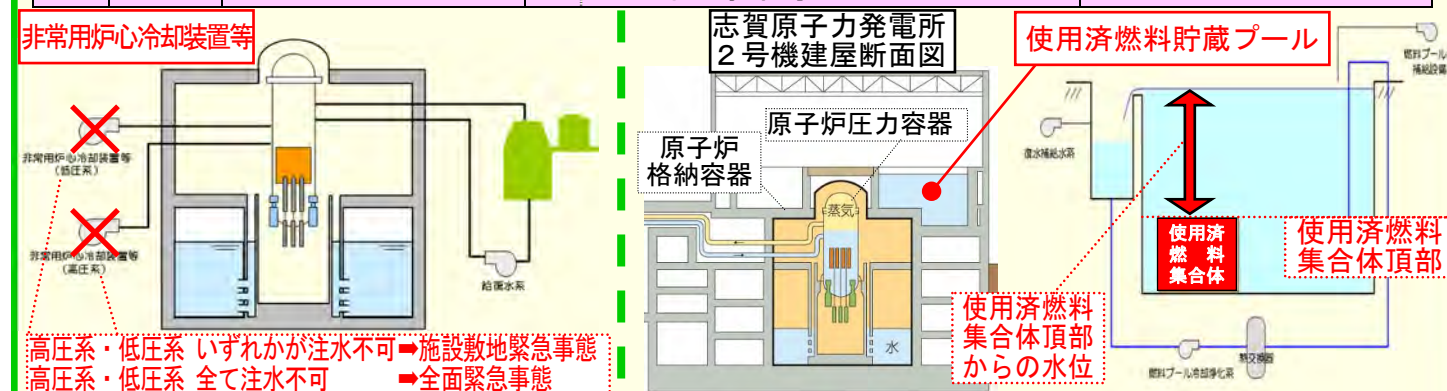
「原子力災害対策指針」（原子力規制委員会策定）の改正を踏まえ、北陸電力(株)が改定した「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を、県地域防災計画（原子力災害編）に反映させる。



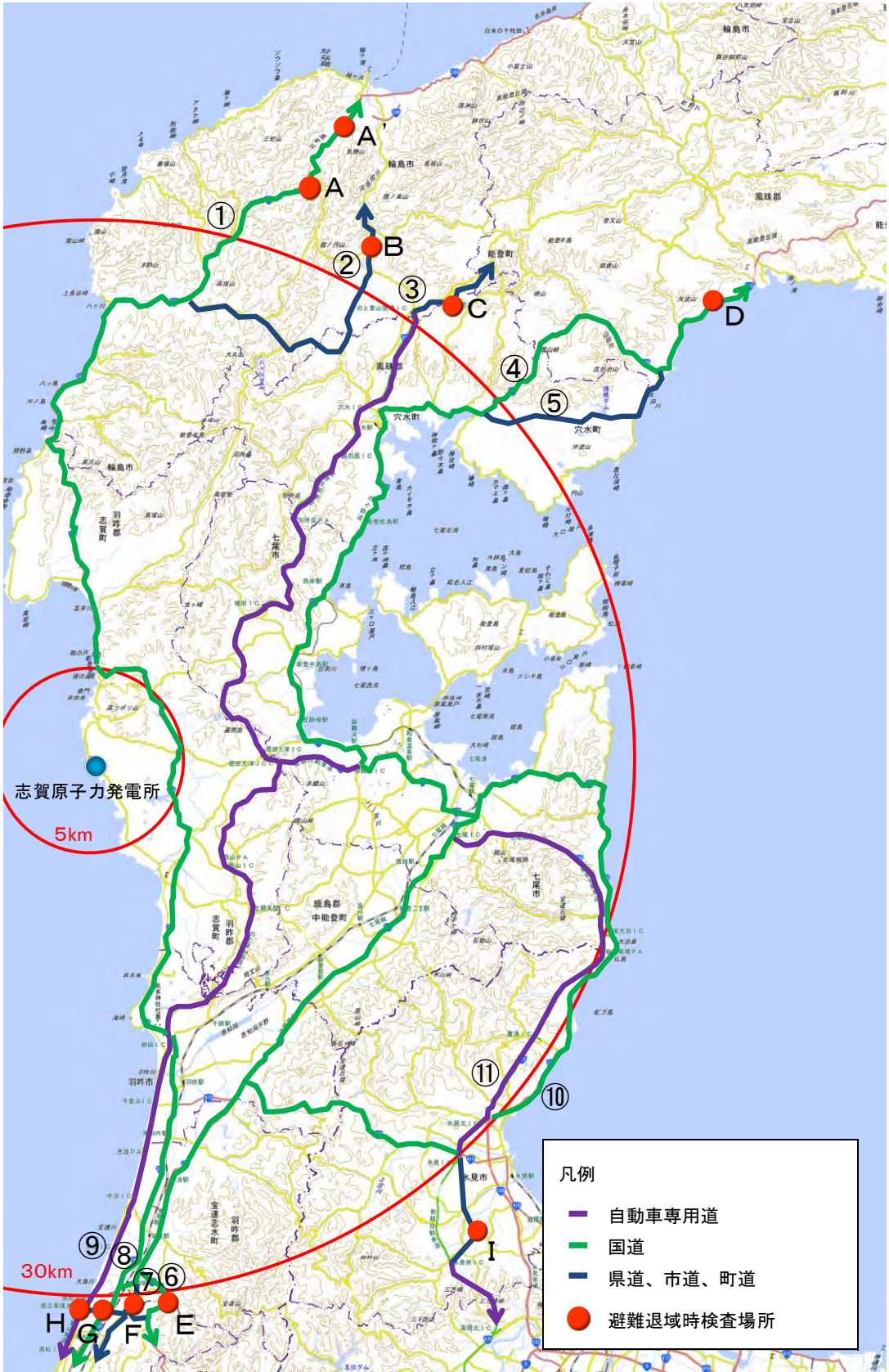
志賀原子力発電所等が該当
新規制基準に適合していない原子炉は再稼働しておらず、使用済燃料は使用済み燃料貯蔵プールにおいて長期間冷却されている状況を踏まえ、「新規制基準に適合していない場合」の区分が新設された。

（主なEALの比較表）

区分	例	(1) 共通	(2) 新規制基準に適合している場合	(3) 新規制基準に適合していない場合
警戒事態	大地震 （震度6弱以上）	変更前 石川県で震度6弱以上の地震発生 変更後 志賀町で震度6弱以上の地震発生	（変更なし） 原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置が実施不可	（追加） 使用済燃料貯蔵プールの水位維持不可、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定不可
施設敷地緊急事態	全交流電源喪失	【EAL発動の最適化】 旧）機能すべき設備の作動 新）" 作動失敗	変更前 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい 変更後 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい + 高圧又は低圧いずれかの非常用炉心冷却装置等による注水不可	（追加） 使用済燃料貯蔵プールの水位が 使用済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下
全面緊急事態	冷却機能喪失	【新規制基準への適合】 新規制基準に定める重大事故防止のための設備を対象に加える。 非常用炉心冷却装置については、これらと同等の機能を有する設備を対象に追加	変更前 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい + 全ての非常用炉心冷却装置による注水不可 変更後 非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えい + 全ての非常用炉心冷却装置等による注水不可	（追加） 使用済燃料貯蔵プールの水位が 使用済燃料集合体の頂部の水位まで低下



1 主要な避難経路



2 避難退域時検査場所の選定

(1) 避難退域時検査場所の選定基準
「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」

- ・原子力災害対策重点区域(概ね30km)の境界周辺から避難所までの場所に設置すること。
- ・住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ・検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ・検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- ・資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

(2) 避難退域時検査場所

路 線 名	車両検査場所	住民検査場所
① 国道249号	A 比丘尼沢ポケットパーク	A' 大屋小学校 体育館
② 主要地方道 七尾輪島線	B 三井地区運動広場	B 三井小学校 体育館
③ 一般県道 柏木穴水線 (珠洲道路)	C のと里山空港 駐車場	C 輪島市空港交流センター
④ 国道249号	D 藤波運動公園 駐車場	D 藤波運動公園 屋内テニスコート
⑤ 町道 東部中央線		
⑥ 国道471号	E 旧押水放牧場	G 県立看護大学 体育館
⑦ 主要地方道 高松津幡線	F 瑞穂大橋詰 駐車場	
⑧ 国道159号	G 県立看護大学 駐車場	
⑨ 主要地方道 金沢田鶴浜線 (のと里山海道)	H 高松サービスエリア	
⑩ 国道160号	I 氷見運動公園 駐車場	I 氷見運動公園 B&G海洋センター
⑪ 国道470号 (能越自動車道)		